

京都市長等の給与の額の特例に関する条例（平成16年3月31日京都市条例第54号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与の額の特例措置を講じることとしました。

1 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料及び調整手当の額について、当該額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合（以下「減額割合」といいます。）を乗じて得た額を減じます。

- (1) 市長 100分の15
- (2) 助役及び収入役 100分の10
- (3) 常勤の監査委員 100分の5

2 平成16年6月及び同年12月に支給する期末手当の額について、当該額に減額割合を乗じて得た額を減じます。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市条例第54号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等（市長、助役、収入役及び常勤の監査委員をいう。

以下同じ。）に支給する給料、調整手当及び期末手当の額について、京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料及び調整手当の額の特例)

第2条 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における市長等の給料及び調整手当の額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 市長 100分の15
- (2) 助役及び収入役 100分の10
- (3) 常勤の監査委員 100分の5

(期末手当の額の特例)

第3条 平成16年6月及び同年12月に支給する市長等の期末手当の額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に減額割合を乗じて得た額（その額に1円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

(総務局人事部給与課)